

# 栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書記入例 (名簿登録事項に変更がある場合)

様式第2号(第4条関係)

栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

令和 3 年 4 月 30 日

〒 980-8570

住 所 仙台市青葉区本町3-8-1

氏 名 宮城 太郎

電話番号 022 (211) 2637

生年月日 昭和平成令和 10 年 8 月 9 日生

宮城県収入証紙  
3,300円分を貼ること。

※証紙同士が重ならないように貼ってください。申請用紙からはみ出ないようにに注意してください。

申請日を記入すること。

住所: 現住所を書くこと。  
氏名: 現在(変更後)の氏名を書くこと。

日中繋がりやすい電話番号を書くこと。  
(確認のため窓口から連絡する場合があります)

下記のとおり変更したので、栄養士法施行令第3条第1項の規定による栄養士名簿の訂正  
第5条第1項 栄養士免許証の書換え交付  
を関係書類を添えて申請します。

栄養士免許証に記載してあります。

登録番号・登録年月日	第 123456 号	昭和・平成 令和 3 年 3 月 30 日
変更事項	本籍地 都道府県名 (国名)	旧 宮城県 新 沖縄県
	氏 名	(ふりがな) せんだい たらう 旧 仙台 太郎 (旧姓)
		(ふりがな) みやぎ たらう 新 宮城 太郎 (旧姓)
		性 別
旧姓併記の希望 (該当する方に○を付けること)		有 ・ 無
通 称 名		
変 更 理 由	婚姻のため	

県名のみ記入すること。  
(本籍地の県名が変わらない場合は記入不要)  
(住所地ではありませんので注意)

戸籍どおりの文字で記入すること。

旧姓の併記を希望する場合に記入すること。  
希望しない場合は、空欄とすること。

丸を付けること。  
(変わらない場合は記入不要)

旧姓の併記を希望する場合は、「有」に○をすること。  
「無」が選択されている場合又は未記入の場合には、「旧姓」欄に記載があっても併記はされません。

備考

- 申請書には次の書類を添付すること。  
(1) 免許証(名簿の訂正のみを申請する場合は不要)  
(2) 変更事項が確認できる戸籍抄(謄)本等  
(3) 免許証へ旧姓又は通称名併記の追加、変更を希望する場合は、その事実を証する書類(戸籍抄(謄)本又は住民票の写し等)
- 所定の手料額の額に相当する県の発行する収入証紙をはり付けなければならない。ただし、名簿の訂正を申請する場合は、手数料は要しない。
- 免許証の書換え交付の申請に関する行政手続条例(平成7年宮城県令第10号)第6条に基づき、申請の受付期間は、20日間とする。

通称名の併記を希望する場合に記入すること。  
希望しない場合は、空欄とすること。  
※通称名は記載をもって併記を希望したものとみなします。  
(誤って記載した場合は、二重線で取り消すこと)

【その他の例】離婚のため、養子縁組のため、  
本籍地変更のため 等。

※免許証に併記できるのは、  
旧姓又は通称名のいずれかのみです。

(添付書類)

- 変更事項が確認できる戸籍抄(謄)本等  
※複数回訂正事項が生じており、現在の名簿登録事項からの変更経過が最新の戸籍抄(謄)本で確認できない場合は、最新の戸籍抄(謄)本に加え、除籍抄本や改製原戸籍抄本等が必要になります。
- 旧姓又は通称名の併記・変更を行う場合には、現在の氏名等と併記仕様とする旧姓又は通称名が確認できる書類  
⇒ 戸籍抄(謄)本、併記しようとする旧姓又は通称名が併記された住民票(併記している旧姓又は通称名を削除する場合には、現在の戸籍抄(謄)本等)
- 免許証の書換え交付申請を行う場合には、書換え前の栄養士免許証  
※免許証を紛失している場合は、名簿訂正手続及び再交付申請を同時に行うこと。  
(訂正後の名簿に基づき再交付するため、書換え交付申請は不要)